

境港市男女共同参画推進条例（案）

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 基本的施策（第10条—第17条）

第3章 境港市男女共同参画推進審議会（第18条—第21条）

第4章 雑則（第22条）

附則

境港市では、国や鳥取県とともに、男女の平等と人権の尊重に向けた様々な取組を行っていますが、長い年月をかけて形づくられた性別による役割分担の意識は、今日においても根強く残っており、また、夫婦や恋人間の暴力が問題となるなど男女共同参画社会の実現には、なお多くの課題が残されています。

また、地域力を高め、地域の自立・活性化を進めていくためにも、男女が互いの人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が重要です。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現に向けて市、市民、事業者、市民活動団体及び教育関係者が、それぞれの役割と責任を担い、協働して取り組んでいくことを決意し、この条例を制定します。

1 趣旨

この条例を制定する趣旨や目的を明らかにするため前文を置いています。

2 解説

境港市では、国や鳥取県とともに、男女平等と人権尊重に向けた様々な取組を行っていますが、「家事や育児、介護は女性がすべき」、「自治会長、職場の管理職は男性が向いている」などの性別で決め付けた役割分担意識は今日も根強く残っていることや、夫婦、恋人間の暴力など男女共同参画の推進を阻害している具体的な課題を説明し、男女共同参画の取組の強化を促しています。

また、地域の活性化に向けても、男女共同参画を推進する意義が大きいことを挙げています。

これらの課題や意義を踏まえて、市、市民、事業者、市民活動団体及び教育関係者が協働して、男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指していこうという趣旨を明示しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の実現に向けて基本理念を定め、市、市民、事業者、市民活動団体及び教育関係者の役割や責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する取組を総合的かつ計画的に進めることにより、だれもが心豊かにいきいきと暮らせる男女共同参画社会を実現することを目的とします。

1 趣旨

この条例の目的を定めています。

2 解説

(1) 男女共同参画を推進するにあたり、この条例を抛りどころとして、市、市民、事業者、市民活動団体及び教育関係者が、この条例に定められた基本理念に基づき、それぞれの立場で行うべきことを自覚し取組を進めることにより、総合的・計画的に男女共同参画社会を実現していくことを定めています。

(2) 「市」とは、教育委員会なども含め、市の執行機関すべてを指しています。

(定義)

第2条 この条例で使う用語の意味を次のように定めます。

(1) 男女共同参画 男女が、性別にかかわらず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に平等に参画する機会が確保され、それによって男女が等しく政治的、社会的及び文化的な利益を受けることができるとともに責任を担うことをいいます。

(2) 事業者 営利、非営利を問わず、市内で事業活動を行う個人、法人をいいます。

(3) 市民活動団体 市内において自発的な社会貢献活動を行う非営利の団体をいいます。

(4) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野において、活動に参画できる機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、参画する機会を積極的に提供することをいいます。

(5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方に不快感や不利益を与え、職場や地域社会での生活環境を害することをいいます。

(6) ドメスティック・バイオレンス 夫婦、恋人などの男女間において、身体的または精神的に苦痛を与える暴力的な行為をいいます。

1 趣旨

この条例が、正しく運用されるよう、主な用語の意味を定めています。

2 解説

(1) 男女共同参画

「参画」とは、単に参加するだけでなく、方針決定や企画立案の過程などでも積極的に関わることをいいます。

(2) 事業者

民間企業、自営業者、公益法人、労働組合など、事業活動を行うあらゆる法人、団体と個人を含みます。

(3) 市民活動団体

NPO、ボランティア団体、自治会、PTAなど、自発的に社会貢献活動を行う団体をいいます。

(4) 積極的改善措置

社会的・経済的な男女間の格差が現実存在するところでは、法律上の「機会の平等」が認められていても、この機会を利用することは現実には困難な場合もあります。そのため、実質的な平等を確保するための手段が積極的改善措置です。

なお、女子差別撤廃条約（昭和60年条約第7号）第4条では、一時的な特別の対策は差別にはならないと定められています。

(5) セクシュアル・ハラスメント

職場、学校、地域などで加害者の思いとは関係なく、相手の意に反して行われる性的言動が、仕事や活動などに悪影響を与えることをいいます。

この条例では、職場に限定せず、あらゆる場面において行ってはならない行為としています。

(6) ドメスティック・バイオレンス

セクシュアル・ハラスメントと同様に、この条例の第9条でその行為を禁止しています。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」では、「配偶者からの暴力」とは、配偶者（「事実婚」を含みます。）及び元配偶者からの暴力と定められていますが、この条例では、恋人等を含み、幅広い定義としています。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる社会を基本理念として推進されなければなりません。

(1) 男女が、性別にかかわらず、人権を尊重される社会

(2) 男女が、性別による差別を受けない社会

(3) 男女が、互いの性別による違いを理解しあい、妊娠、出産など性と生殖について、互いの意思や決定が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことのできる社会

- (4) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に影響されることがなく、自らの意思で自由に活動できる社会
- (5) 男女が、社会のあらゆる分野で、個性と能力を十分に発揮できる社会
- (6) 男女が、家事や育児、介護などの家庭生活における活動の中で、互いが協力し合い対等な役割を担う社会
- (7) 男女が、政治活動、経済活動、地域活動など、あらゆる社会活動に対等な立場で参画し、かつ、共に責任を担う社会

1 趣旨

男女共同参画を進めていく上で、根本となる考え方を7項目にわたり定めています。

2 解説

- (1) 性別にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重される社会が、男女共同参画社会を形成する上で、その根底をなす基本理念であることから、最初に掲げています。
- (2) 性別によるあらゆる差別を解消することが重要であることから定めています。セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどの直接的な差別のほか、表面的には男女差別の取扱いがなくとも結果的に差別的効果をもたらすような、例えば、採用する際に仕事に直接関係のない身長や体重を条件にし、事実上、女性を排除するような間接的差別も含みます。
- (3) 男女が生涯にわたって、身体的、精神的に健康に生活できるよう配慮されていることが大切です。特に女性は、妊娠や出産など男性と異なる健康上の問題に直面することがあるため、自分の体や健康について、自分で判断し決定できること、また、その決定が尊重されることが大切であることを定めています。
- (4) 「性別による固定的な役割分担意識」とは、「女性は家事や育児に専念すべき」とか「対外的なことや現場業務は男性が向いている」などの考え方や慣習のことを指しています。このような考え方などが社会における活動の自由な選択に影響しないよう配慮することを定めています。
- (5) 男女が自らの意思によって、職場、地域、学校、家庭など社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるとともに、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できることを定めています。
- (6) 子育て、家族の介護等の多くは女性が担っている現状があります。これまで以上に、男女が家庭において協力し合い、役割と責任を担い合うことを定めています。
- (7) 男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野において政策あるいは方針の立案及び決定に共同して参画することは、男女が等しく政治的、経済的及び社会的に利益を享受することができ、また、男女がともに責任を担うことは、男女共同参画社会の基盤を形成するために重要な意義を持つことから定めています。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置に関するものを含みます。以下同じです。）を策定し、実施しなければなりません。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければなりません。

3 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、事業者、市民活動団体、教育関係者、国及び他の地方公共団体と連携し、協働して取り組むよう努めなければなりません。

1 趣旨

男女共同参画を進めるにあたって、市の役割は重要であるため、市が行うべきことを定めています。

2 解説

(1) 第1項では、市の責務として、男女共同参画を推進するための施策を総合的に策定し、実施することを明記しています。

(2) 第2項では、男女共同参画の推進に関する施策を実施するにあたり、必要な予算措置を講ずることについて定めています。

(3) 第3項では、男女共同参画は、市だけで推進できるものではなく、市民、事業者、市民活動団体、教育関係者、国及び県等と連携、協力するとともに、それぞれが男女共同参画を推進していく当事者として役割と責任を担いながら連携・協力して取り組んでいく協働の取組が必要であることを定めています。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組むよう努めなければなりません。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

1 趣旨

男女共同参画の推進には、市民一人ひとりの役割が重要であることから、市民の責務を定めています。

2 解説

(1) 第1項では、家庭、職場、学校、地域などあらゆる場面で男女が対等に暮らしている社会環境を整えるため、市民一人ひとりが従来の制度や慣行に基づく固定的な役

割分担意識を改めるとともに、男女共同参画に関する理解を深めて、積極的に取組を進める役割を担っていただくことを定めています。

(2) 第2項では、市が実施する施策をより効果的に推進するため、市民の方々から積極的に参加あるいは協力していただくことを定めています。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、その事業活動において、男女共同参画の推進に努めなければなりません。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

1 趣旨

社会経済活動において、事業者は重要な役割を果たしていることから、市民とは区別して事業者の責務を定めています。

2 解説

(1) 第1項では、事業者が職場において、男女が平等に能力を発揮できるような環境整備など、男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいただくよう定めています。

(2) 第2項では、市が実施する施策をより効果的に推進するため、事業者から積極的に参加あるいは協力していただくことを定めています。

(市民活動団体の責務)

第7条 市民活動団体は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、その活動において、男女共同参画の推進に努めなければなりません。

2 市民活動団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

1 趣旨

NPO、ボランティア団体、自治会、PTAなどの市民活動団体は、社会経済活動の多岐にわたる分野で重要な役割を果たしていることから、事業者とは別にその責務を定めています。

2 解説

(1) 第1項では、取組が進んでいる団体からは、先進的な立場として推進に協力していただき、いまだ比較的男性が優位な団体については、男女共同参画への取組を促すため、市民活動団体の責務を定めています。

(2) 第2項では、市が実施する施策をより効果的に推進するため、市民活動団体から積

極的に参加あるいは協力していただくことを定めています。

(教育関係者の責務)

第8条 学校教育、社会教育その他のあらゆる教育に携わる者は、基本理念に基づき、その教育の場において、男女共同参画の推進に努めなければなりません。

1 趣旨

男女共同参画社会の実現のためには、教育・学習の果たす役割が重要であることから、教育関係者の責務を定めています。

2 解説

学校教育をはじめ、公民館などで実施される生涯学習の場などにおいても、教育に携わる人は、その教育の場において、男女共同参画の推進に努めることを定めています。

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、男女共同参画の推進を妨げる次の行為を行ってはなりません。

- (1) 性別による差別的取り扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンス

1 趣旨

性別が原因となって起こる人権を侵害する行為を禁止しています。

2 解説

- (1) 第1号では、雇用の分野での差別だけでなく、今まで見過ごされがちであった社会における制度や慣行による差別的取扱についても、あらゆる場面で行ってはならないことを示しています。
- (2) 第2号、第3号では、性的要素を含んだ人権侵害のセクシュアル・ハラスメントや配偶者間や恋人間の身体的、心理的な暴力行為であるドメスティック・バイオレンスが、被害者に不安や恐怖を与えるとともに、自信を失わせる深刻な人権侵害であることから禁止事項として定めています。

第2章 基本的施策

(男女共同参画推進計画)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定に基づく基本的な計画（以下「男女共同参画推進計画」といいます。）を策定します。

2 市は、男女共同参画推進計画の策定及び変更に当たっては、広く市民の意見を反映できるように努めるとともに、第18条に規定する境港市男女共同参画推進審議会の意見を聴かなければなりません。

3 市は、男女共同参画推進計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければなりません。

1 趣旨

男女共同参画を進めるための基本となる男女共同参画推進計画を策定することが必要であり、策定の根拠と手続きを定めています。

2 解説

(1) 第1項について、本市では男女共同参画推進計画として、平成17年1月に「境港市女(ひと)と男(ひと)とのいきいきプラン」策定しており、この計画は平成25年度が最終年度になっていることから、平成24年度中に改正します。

(2) 第2項では、男女共同参画推進計画の策定や改正に当たっては、地域の実情に応じた計画とすることや、計画の推進に当たっても、市民、事業者、市民活動団体及び教育関係者の協力が必要となるため、境港市男女共同参画推進審議会の意見を聴くとともに、広く市民の意見を反映させる取組を行うことを定めています。

(3) 第3項では、男女共同参画推進計画の策定や変更をしたときは、公表することを定めています。

(調査研究)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に行うため、調査研究を行うものとします。

2 市は、市民、事業者、市民活動団体及び教育関係者（以下「市民等」といいます。）が男女共同参画に関する理解を深めるため、前項による調査研究の結果を公表するものとします。

1 趣旨

男女共同参画を推進するために調査研究を行うことと、結果を公表することを定めています。

2 解説

(1) 第1項では、男女共同参画推進計画を策定し、各取組をより効果的に実施するため、国内外の動向や取組の状況、市民意識等を把握することを定めています。

(2) 第2項では、男女共同参画を推進していくためには、市民、事業者、市民活動団体及び教育関係者の協力が不可欠であることから、男女共同参画の理解を深めていただくため調査研究した結果を公表することを定めています。

(普及啓発)

第12条 市は、市民等が男女共同参画に関する理解を深めるために必要な普及啓発活動を行うものとします。

1 趣旨

市民、事業者、市民活動団体及び教育関係者が男女共同参画に関し理解を深めて、積極的に男女共同参画に関する取組を行えるよう必要な啓発活動を行うことを定めています。

2 解説

(1) 男女共同参画を推進するため、性別による固定的な役割分担意識を是正するとともに、そのような意識に基づく慣習を見直していく必要があることから、各種研修や広報活動などにより、普及啓発していくことを定めています。

(市民等への支援)

第13条 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動に対し、情報の提供、学習機会の提供その他の必要な支援を行うものとします。

2 市は、男女が共に家庭生活と職場、地域等における活動の両立を可能とするため、必要な支援を行うものとします。

1 趣旨

市民、事業者、市民活動団体及び教育関係者が男女共同参画を進めるために行う活動に対して、市は、情報の提供や研修会の開催など必要な支援を行うことを定めています。

2 解説

(1) 第1項では、男女共同参画を推進していくためには、市民、事業者、市民活動団体及び教育関係者の理解・協力が不可欠です。そのため、市民や事業者等が取り組む男女

共同参画の推進に関する活動に対する支援で、情報提供や研修会の開催などを行います。

(2) 第2項では、家庭と仕事、地域活動などにおいて両立ができ、多様な活動が実現できるよう、子育てや介護等の支援策の充実や啓発活動などの支援を行います。

(拠点施設)

第14条 市は、境港市男女共同参画センターを、市と市民等が協働で男女共同参画社会の実現を図るための拠点とします。

1 趣旨

境港市男女共同参画センターを、本市における男女共同参画に関する取組の拠点施設とすることを定めています。

2 解説

境港市男女共同参画センターは、現在でも男女共同参画を推進する市民活動団体等の活動拠点ですが、今後も、市と協働して情報提供や啓発活動を行う際の拠点として、有効に活用していくことを定めています。

(附属機関等の委員の構成)

第15条 市は、審議会等の委員を委嘱し、又は任命する場合は、男女の数の均衡を図るよう努めなければなりません。

1 趣旨

市に設置する委員会、審議会等の委員の男女割合が一方の性に偏らないよう努めることで、男女の視点が反映されるよう配慮することを定めています。

2 解説

(1) 審議会等とは、法令・条例等に基づく委員会・審議会の委員のほか、任意設置されている懇談会、検討委員会の委員も含まれます。

また、第2条で定義した積極的改善措置により、男女の均衡を図ることに努めます。

(相談及び苦情への対応)

第16条 市は、性別による差別的取扱いや基本理念に反する行為等、男女共同参画社会の実現を阻害する要因による人権の侵害に関し、市民等から相談の申出があった場合には、関係機関と連携し、迅速かつ適切に対応するよう努めなければなりません。

2 市は、市が実施する施策について、市民等から男女共同参画社会の実現に影響を及ぼすと認められる旨の苦情の申出を受けた場合には、関係機関と連携し、迅速かつ適切に

対応するよう努めなければなりません。

- 3 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による苦情への対応に当たり、第18条に規定する境港市男女共同参画推進審議会の意見を聴くことができます。

1 趣旨

男女共同参画の推進を妨げる行為についての相談および苦情に対し、市は関係機関と連携して対応することを定めています。

2 解説

- (1) 第1項では、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、社会の制度、慣習など性別による差別的取り扱いや第3条に規定する基本理念に反する行為等による人権侵害の相談があった場合は、鳥取県男女共同参画センターなどの関係機関と連携して、速やかに対応することを定めています。
- (2) 第2項では、市が行う取組に対して苦情があった場合は、第1号と同様に関係機関と連携して対応します。
- (3) 第3項では、苦情の対応にあたり、必要に応じて境港市男女共同参画推進審議会の意見を聴くことを定めています。

(年次報告)

- 第17条 市は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表しなければなりません。

1 趣旨

男女共同参画施策の実施状況について、公表することを定めています。

2 解説

市が取り組む男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表することにより、取組の検証を行うことや市民、事業者、市民活動団体及び教育関係者の男女共同参画に関する意識や関心を高めることを目的としています。

第3章 境港市男女共同参画推進審議会

(設置及び所掌事務)

- 第18条 次に掲げる事項を調査審議するため、境港市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」といいます。）を設置します。

- (1) 第10条第2項の規定に基づく男女共同参画推進計画に関する事項
- (2) 第16条第3項の規定に基づく苦情への対応に関する事項

(3) 前2号に定めるもののほか、男女共同参画に関する重要事項

1 趣旨

市の附属機関である境港市男女共同参画推進審議会の設置と担当する事務の内容について定めています。

2 解説

(1) 審議会では、境港市男女共同参画推進計画の改定にあたって内容を審議していただくことや、苦情の対応についても意見を聞く場合があります。

(2) 第3号では、市が男女共同参画に関する重要なことを定めるときは、意見を聞く場合があることを定めています。

(組織)

第19条 審議会は、委員10人以内で組織します。

2 委員は、次に掲げる人のうちから、市長が委嘱します。

(1) 男女共同参画について見識のある人

(2) 公募により選任された人

(3) 前2号に掲げる人のほか、市長が適当と認める人

3 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満となってはいけません。

4 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

5 委員は、再任されることができます。

1 趣旨

審議会の組織について、委員の人数、選任方法、男女の構成比、任期などについて定めています。

(会長及び副会長)

第20条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任します。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

1 趣旨

審議会の会長及び副会長の選任方法、その職務について定めています。

(会議)

第21条 審議会の会議（以下「会議」といいます。）は、会長が招集し、会長が議長となります。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集します。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができません。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決定します。

1 趣旨

審議会の会議の招集、成立要件、議決に関する事項について定めています。

第4章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

1 趣旨

この条例の規定以外で、条例の施行に関し必要な事項について、市長が別に定めることとしています。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行します。

1 趣旨

この条例の施行日を定めています。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に策定されている「境港市女と男とのいきいきプラン」は、第10条第1項の規定に基づき策定された計画とみなします。

1 趣旨

既に策定されている「境港市女と男とのいきいきプラン」について、第10条第1項で策定することを規定している男女共同参画推進計画とみなすことを定めています。